

# 第6期東峰村障がい福祉計画及び 第2期東峰村障がい児福祉計画



令和3年3月

東 峰 村



# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 .....                   | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                   | 2  |
| 2 障がい福祉施策の動向 .....                | 4  |
| 第2章 障がいのある人等の現状と課題 .....          | 7  |
| 1 東峰村の人口・世帯数 .....                | 8  |
| 2 東峰村の障がいのある人等の状況 .....           | 10 |
| 3 障がいのある人を支える地域資源 .....           | 14 |
| 第3章 計画の基本理念と成果目標 .....            | 17 |
| 1 計画の基本理念 .....                   | 18 |
| 2 令和5年度の福祉施設入所者の地域生活移行への目標値 ..... | 20 |
| 第4章 障がい福祉サービスの見込量と方策 .....        | 25 |
| 1 訪問系サービス .....                   | 26 |
| 2 日中活動系サービス .....                 | 28 |
| 3 居住系サービス .....                   | 31 |
| 4 相談支援（サービス利用計画の作成） .....         | 33 |
| 第5章 地域生活支援事業の見込量と方策 .....         | 35 |
| 1 地域生活支援事業（必須事業）の見込量と方策 .....     | 36 |
| 2 地域生活支援事業（任意事業）の見込量と方策 .....     | 44 |
| 第6章 障がい児福祉サービスの見込量と方策 .....       | 49 |
| 1 障がい児福祉サービス .....                | 50 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第7章 計画の推進体制.....                 | 53 |
| 1 実施体制.....                      | 54 |
| 2 計画の進行管理.....                   | 54 |
| 3 計画の見直し.....                    | 54 |
| 資料編.....                         | 55 |
| 1 東峰村障害福祉計画及び障害者計画策定委員会設置要綱..... | 56 |
| 2 東峰村障害福祉計画策定委員会 委員名簿.....       | 57 |

# 第 1 章 計画の概要

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 計画策定の背景・目的

我が国の障がい者福祉施策は、障がいのある人等がその能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活を送ることができるように援助すること、障がいのある人もない人も、ともに生活し活動できる社会の構築を目指すことを基本理念に推進されています。

平成30年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人等が望む地域生活を営むことができるよう、地域生活支援と就労支援の強化をはじめ、障がいのある人等の高齢化への対応、障がいのある子どもや保護者のニーズの多様化に対してきめ細やかに対応するためにサービスの新設等が行われました。

東峰村では、平成30年度から3年間を計画期間とする「第5期東峰村障がい福祉計画及び第1期東峰村障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等提供の充実に努めてきました。

国の制度改正や県の施策動向、本村の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、自立した日常生活及び社会活動への参加の実現に向け、令和3年度から3年間を計画期間とする「第6期東峰村障がい福祉計画及び第2期東峰村障がい児福祉計画」（以下、「本計画」）の策定を行うことが目的です。

### ※ 「障害」の表記について

現在、法律の名称や国の制度・事業名称などでは「障害」と表記されていますが、現行の「第2次東峰村総合計画」では、法律等の名称以外では「障がい」を使用しています。したがって、本計画においては、法律の名称等では「障害」の字を使用し、それ以外では、「障がい」を使用します。

## (2) 計画の位置づけ

### ●「第6期東峰村障がい福祉計画」

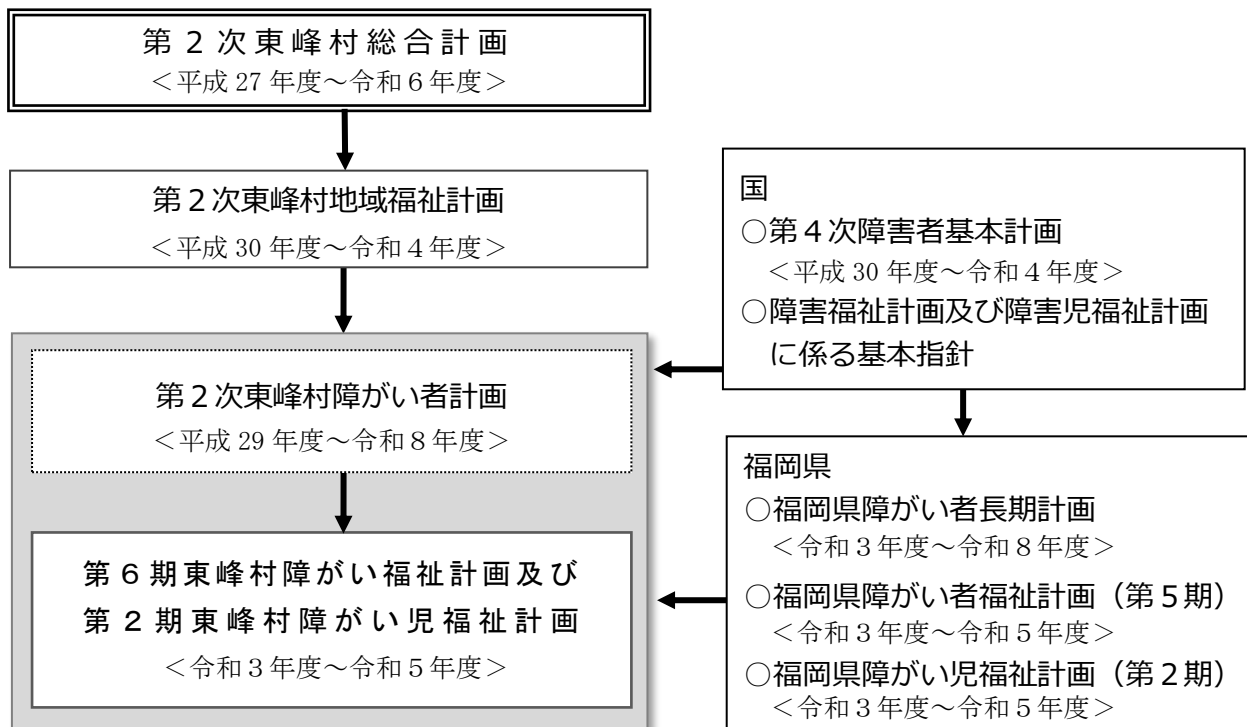
障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の障がい福祉施策の実施計画として策定するものです。

### ●「第2期東峰村障がい児福祉計画」

児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援や障がい児相談支援等の障がい福祉施策の実施計画として策定するものです。

第6期東峰村障がい福祉計画と第2期東峰村障がい児福祉計画は、重複する箇所が多いため、本計画ではこれら2つの計画を一体的に策定します。

#### 【計画の位置づけ】



## (3) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

## 2 障がい福祉施策の動向

### (1) 国の施策の動向

#### 1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定する等の改正が行われ、市町村の「障害児福祉計画」策定が義務化されました。（平成30年4月施行）

#### 2) 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。

（平成30年6月施行）

#### 3) ギャンブル等依存症対策基本法の施行

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援することとされました。（平成30年10月施行）

#### 4) 読書バリアフリー法の施行

障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すものとされました。（令和元年6月施行）

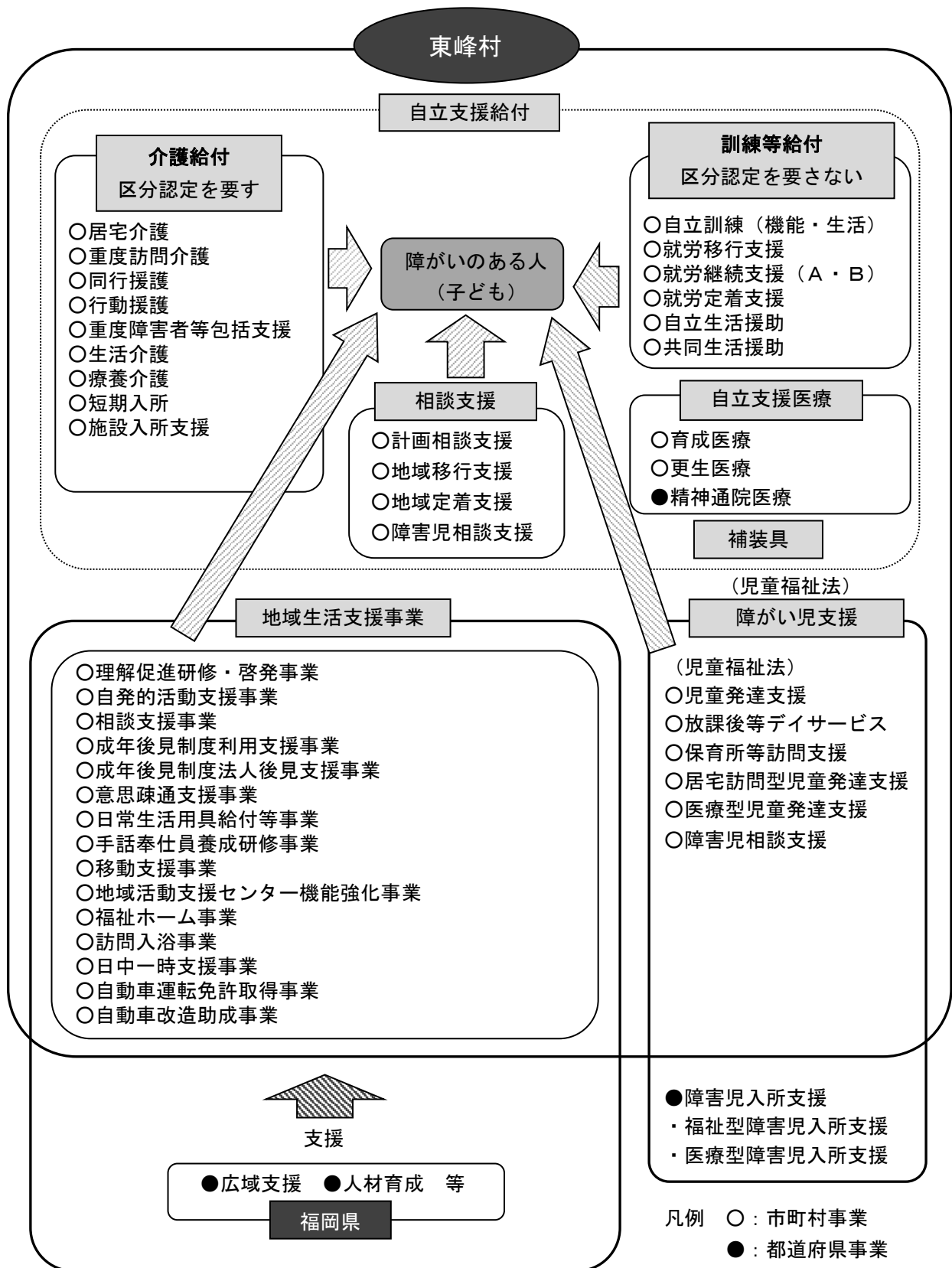


## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る基本方針の主な見直しのポイント

- ① **地域における生活の維持及び継続の推進**
  - ・地域生活を希望する人が地域で生活できる体制の確保
- ② **精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築**
  - ・精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標の追加
  - ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進
- ③ **福祉施設から一般就労への移行等**
  - ・就労移行支援の目標の明確化、就労継続支援A型及びB型の成果目標の追加
- ④ **「地域共生社会」の実現に向けた取組**
  - ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービス提供体制の確保
  - ・地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組むことについて記載
- ⑤ **発達障がい者等支援の一層の充実**
  - ・支援体制の確保及び発達障がい者の診断等を専門に行うことができる医療機関等を確保することの重要性の記載
- ⑥ **障がい児通所支援等の地域支援体制の整備**
  - ・児童発達支援センターの地域支援機能を強化することによる地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することの重要性の記載
  - ・重症心身障がい児や医療的ケア児の家庭環境等を十分に踏まえた支援及び家族のニーズの把握、短期入所の実施体制の確保の検討
- ⑦ **相談支援体制の充実・強化等**
  - ・相談支援体制の各種機能の更なる強化、充実に向けた検討
- ⑧ **障がい福祉サービス等の質の向上**
  - ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を成果目標に追加
- ⑨ **障がい福祉人材の確保**
  - ・研修の実施、多職種間の連携の推進、職場の魅力に関する積極的な周知、広報について関係者が協力して取り組むことを記載

## (2) 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、及び、児童福祉法に基づく障がい児支援サービス等の体系を下図に示します。



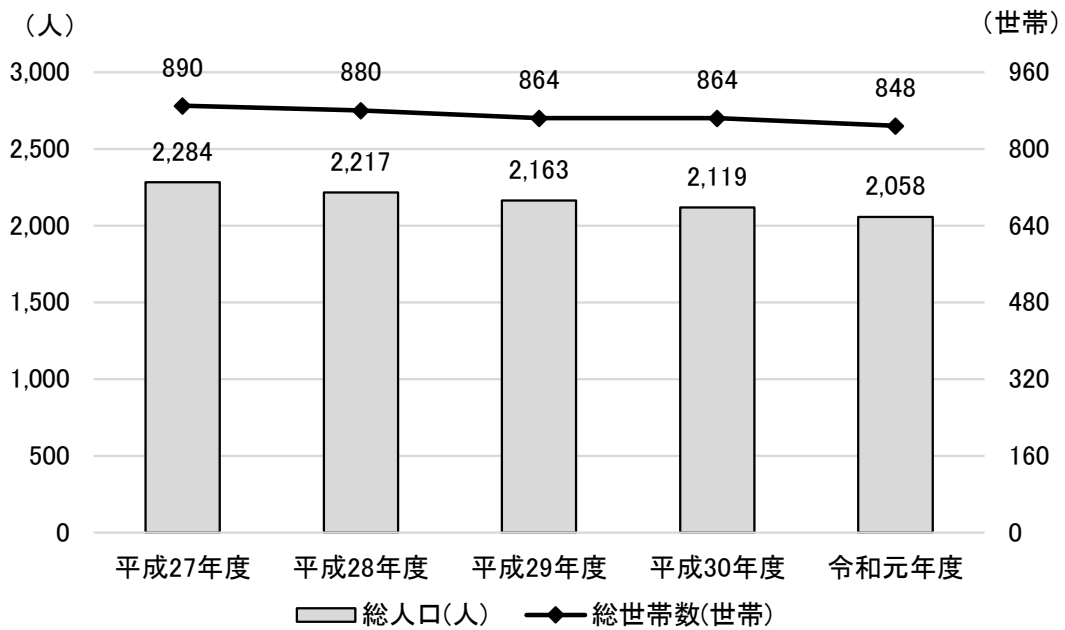
## 第2章 障がいのある人等の現状と課題

# 1 東峰村の人口・世帯数

## (1) 総人口・総世帯数の推移

本村は、人口・世帯数ともに減少傾向にあり、令和元年度の総人口は 2,058 人、総世帯数は 848 世帯となっています。一世帯当たりの人員は減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

### ■ 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月末）

### ■ 人口・世帯数の推移

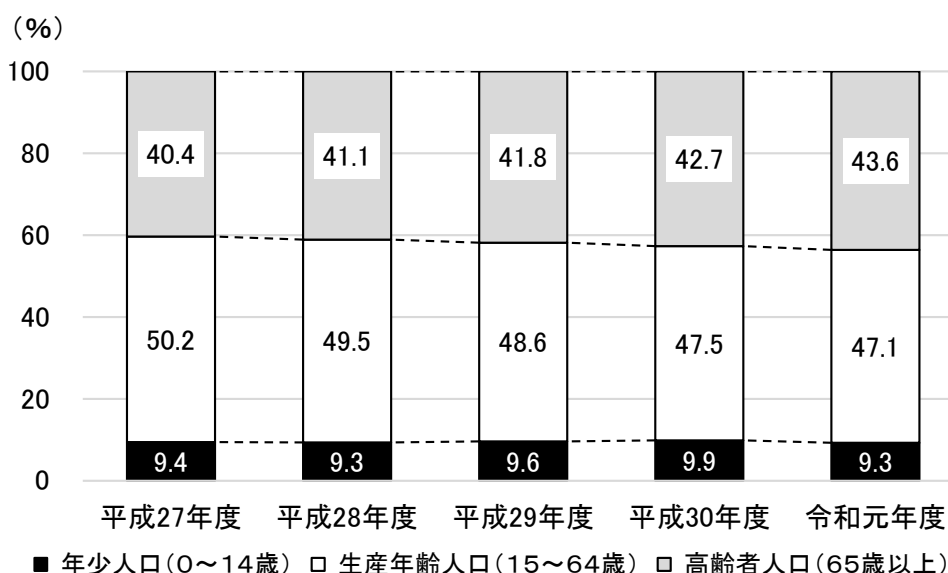
|    |            | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----|------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 実数 | 総人口（人）     | 2,284    | 2,217    | 2,163    | 2,119    | 2,058 |
|    | 総世帯数（世帯）   | 890      | 880      | 864      | 864      | 848   |
|    | 世帯当たり人員（人） | 2.57     | 2.52     | 2.50     | 2.45     | 2.24  |

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

## (2) 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移は、年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)の構成比は減少傾向にあります。高年齢者人口(65歳以上)構成比は、一貫して増加傾向にあり、令和元年度の高年齢者人口構成比(高齢化率)は43.6%となっています。

### ■ 年齢3区分別人口構成の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月末）

### ■ 年齢3区分別人口構成の推移

|            |                | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 実数<br>(人)  | 総人口            | 2,284  | 2,217  | 2,163  | 2,119  | 2,058 |
|            | 年少人口(0-14歳)    | 215    | 207    | 207    | 209    | 191   |
|            | 生産年齢人口(15-64歳) | 1,147  | 1,098  | 1,051  | 1,006  | 969   |
|            | 高齢者人口(65歳以上)   | 922    | 912    | 905    | 904    | 898   |
|            | 前期高齢者(65-74歳)  | 336    | 343    | 348    | 360    | 374   |
|            | 後期高齢者(75歳以上)   | 586    | 569    | 557    | 544    | 524   |
| 構成比<br>(%) | 年少人口(0-14歳)    | 9.4    | 9.3    | 9.6    | 9.9    | 9.3   |
|            | 生産年齢人口(15-64歳) | 50.2   | 49.5   | 48.6   | 47.5   | 47.1  |
|            | 高齢者人口(65歳以上)   | 40.4   | 41.1   | 41.8   | 42.7   | 43.6  |
|            | 前期高齢者(65-74歳)  | 36.4   | 37.6   | 38.5   | 39.8   | 41.6  |
|            | 後期高齢者(75歳以上)   | 63.6   | 62.4   | 61.5   | 60.2   | 58.4  |

資料：住民基本台帳（各年度3月末）

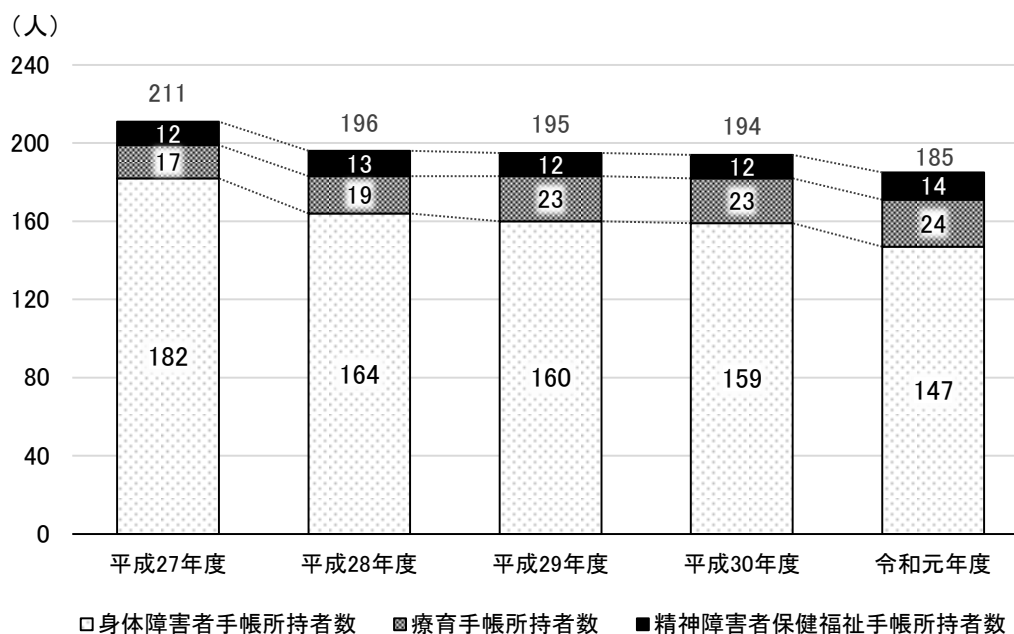
## 2 東峰村の障がいのある人等の状況

### (1) 障がい者数の推移

本村の令和元年度の障害者手帳所持者数は 185 人で、総人口 2,058 人に占める割合は、9%となっています。

手帳の種別で最も多いのは身体障害者手帳所持者で、全体の 79.5%を占めています。

#### ■ 障がいのある人の数の推移



資料：庁内資料（各年度3月末日）

#### ■ 障がいのある人の数の推移

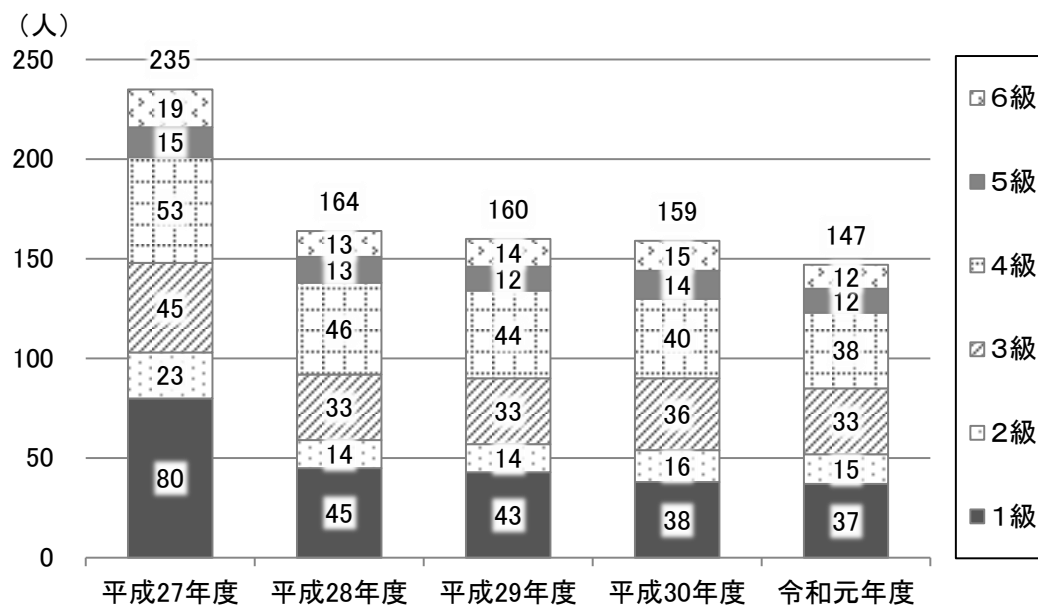
|            |                 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 |
|------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 実数<br>(人)  | 身体障害者手帳所持者数     | 182        | 164        | 160        | 159        | 147       |
|            | 療育手帳所持者数        | 17         | 19         | 23         | 23         | 24        |
|            | 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 12         | 13         | 12         | 12         | 14        |
|            | 計               | 211        | 196        | 195        | 194        | 185       |
| 構成比<br>(%) | 身体障害者手帳所持者数     | 86.3       | 83.7       | 82.0       | 82.0       | 79.5      |
|            | 療育手帳所持者数        | 8.1        | 9.7        | 11.9       | 11.9       | 13.0      |
|            | 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 5.7        | 6.6        | 6.2        | 6.2        | 7.6       |
|            | 計               | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0     |

資料：庁内資料（各年度3月末日）

## (2) 身体障がい者の状況

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数は年々減少しています。等級別にみると、令和元年度は4級が最も多くなっています。また、障がい種別では下肢機能障がいが多く、全体の36.6%を占め、次いで上肢機能障がい23.2%を占めています。

### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：庁内資料（各年度3月末日）

注）平成28年度にシステムが導入され、障がい重複している場合は1人として計上されるため、等級別の手帳所持者数は平成28年度から減少している。

### ■ 身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

| 障がい等級           | 1級   | 2級  | 3級   | 4級   | 5級  | 6級  | 計     | 構成比(%) |
|-----------------|------|-----|------|------|-----|-----|-------|--------|
| 障がい種別           |      |     |      |      |     |     |       |        |
| 視覚障がい           | 2    | 1   | 1    | 1    | 2   | 1   | 8     | 5.6    |
| 聴覚障がい           | 1    | 1   | 4    | 3    | 0   | 3   | 12    | 8.5    |
| 平衡機能障がい         | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| 上肢機能障がい         | 10   | 7   | 6    | 3    | 2   | 5   | 33    | 23.2   |
| 下肢機能障がい         | 0    | 1   | 15   | 29   | 4   | 3   | 52    | 36.6   |
| 体幹機能障がい         | 0    | 1   | 2    | 0    | 4   | 0   | 7     | 4.9    |
| 脳原性上肢           | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| 脳原性移動           | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| 心臓              | 19   | 0   | 3    | 0    | 0   | 0   | 22    | 15.5   |
| 腎臓              | 5    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 5     | 3.5    |
| 呼吸器             | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| ぼうこう・直腸         | 0    | 0   | 1    | 2    | 0   | 0   | 3     | 2.1    |
| 小腸              | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| 免疫              | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| 不明              | 0    | 0   | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0.0    |
| 合計              | 37   | 11  | 32   | 38   | 12  | 12  | 142   | 100.0  |
| 構成比(%)          | 26.1 | 7.7 | 22.5 | 26.8 | 8.5 | 8.5 | 100.0 |        |

資料：庁内資料（令和2年12月末日）

### (3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者は、知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているために、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や障がい者更生相談所で判定を受けた人をいい、A（最重度・重度）とB（中度・軽度）に大別されます。

本村の知的障がい者（療育手帳所持者）の数は、増加傾向となっており、令和元年度は 24 人となっています。構成比をみると、療育手帳 A（最重度・重度）が 54.2%、療育手帳 B（中度・軽度）が 45.8%となっています。

#### ■ 療育手帳所持者数の推移

|            |        | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 実数<br>(人)  | 療育手帳 A | 10       | 11       | 13       | 13       | 13    |
|            | 療育手帳 B | 7        | 8        | 10       | 10       | 11    |
|            | 計      | 17       | 19       | 23       | 23       | 24    |
| 構成比<br>(%) | 療育手帳 A | 58.8     | 57.9     | 56.5     | 56.5     | 54.2  |
|            | 療育手帳 B | 41.2     | 42.1     | 43.5     | 43.5     | 45.8  |
|            | 計      | 100.0    | 100.0    | 100.0    | 100.0    | 100.0 |

資料：庁内資料（各年度 3 月末日）

### (4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、1 級から 3 級に等級区分されており、1 級が重度、3 級が軽度となっています。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は、近年 12～14 人で推移しており令和元年度は 14 人となっています。構成比をみると、2 級を持つ割合が高く、全体の 64.3%を占め、次いで 3 級が 28.6%を占めています。

また、自立支援医療受給者数は、令和元年度では更生医療が 5 人、精神通院医療が 28 人と、合わせて 33 人が受給しています。



■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

|            |     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|-----|----------|----------|----------|----------|-------|
| 実数<br>(人)  | 1 級 | 1        | 1        | 1        | 1        | 1     |
|            | 2 級 | 9        | 9        | 9        | 9        | 9     |
|            | 3 級 | 2        | 3        | 2        | 2        | 4     |
|            | 計   | 12       | 13       | 12       | 12       | 14    |
| 構成比<br>(%) | 1 級 | 8.3      | 7.7      | 8.3      | 8.3      | 7.1   |
|            | 2 級 | 75.0     | 69.2     | 75.0     | 75.0     | 64.3  |
|            | 3 級 | 16.7     | 23.1     | 16.7     | 16.7     | 28.6  |
|            | 計   | 100.0    | 100.0    | 100.0    | 100.0    | 100.0 |

資料：庁内資料（各年度 3 月末日）

■ 自立支援医療受給者数の推移

|           |        | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 実数<br>(人) | 更生医療   | 8        | 13       | 10       | 12       | 5     |
|           | 精神通院医療 | 24       | 25       | 27       | 32       | 28    |
|           | 計      | 32       | 38       | 37       | 44       | 33    |

資料：庁内資料（各年度 3 月末日）

(5) 障がいのある子どもの状況

本村の就学状況をみると、中学部の 1 人が身体障害者手帳を所持しています。特別支援学級に小学部は 6 人、中学部は 4 人が通学しています。

■ 就学の状況

|     | 身体障害者手帳所持者数<br>(1 級) | 療育手帳所持者数区分 |   | 特別支援学級<br>児童・生徒数 |
|-----|----------------------|------------|---|------------------|
|     |                      | A          | B |                  |
| 小学部 | 0                    | 0          | 0 | 6                |
| 中学部 | 1                    | 0          | 0 | 4                |
| 計   | 1                    | 0          | 0 | 10               |

資料：庁内資料（令和 2 年 12 月末日）

### 3 障がいのある人を支える地域資源

#### (1) 障がいのある人・子どもに関する施設

| 種 別     | 施 設 名      |
|---------|------------|
| 小学校・中学校 | 東峰学園       |
| 社会福祉法人  | 東峰村社会福祉協議会 |

資料：庁内資料

#### (2) 人的資源（村全体）

| 種 別                | 人 数  | 組織の概要・活動  |
|--------------------|------|---|
| 身体障害者相談員           | 2人   | 身体障がい者の福祉の増進を図るべく、身体障がい者の相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助を行う民間の協力者です。                        |
| 身体障害者福祉協会          | 40人  | 障がいのある人の自立と社会参加を目的として、グラウンドゴルフや研修、旅行などの様々な活動を行っています。                              |
| 民生委員・児童委員          | 12人  | 民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。行政機関と連携しながら、身近な地域で様々な相談や援助活動を行っており、児童福祉法の児童委員を兼ねています。 |
| 保健師                | 3人   | 地域の新生児、乳幼児、妊婦、大人、高齢者、障がい者など、あらゆる人たちを対象とし、地域住民の病気の予防活動、健康増進活動、保健指導を行います。           |
| 保護司                | 2人   | 専門的な知識に基づき、犯罪や非行を犯した人を通常の社会生活の中で指導、援助します。   |
| 地域包括支援センター勤務の社会福祉士 | 1人   | 高齢者や障がいのある人が地域で安心して生活できるように、相談業務を専門に行う。虐待などの困難事例の防止、早期発見、権利擁護などの支援を行います。          |
| 消防団員               | 162人 | 地域での火災や災害発生時に消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。   |

| 種 別     | 人 数   | 組織の概要・活動   |
|---------|-------|--|
| 老人クラブ会員 | 385 人 | 高齢者の自主的な組織として、地域の仲間づくりや健康づくり・介護予防活動、地域を豊かにする社会活動を行っています。                                     |
| 人権擁護委員  | 2 人   | 人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行う、民間のボランティアです。   |
| 集落支援員   | 5 人   | 各担当地域の点検活動等を通じて、地域の実情や課題把握を行うとともに、ひとり暮らし高齢者および高齢者世帯への支援、社会福祉協議会との連携など、地域の維持・活性化を推進する活動を行います。 |

資料：庁内資料（令和 2 年 12 月末日）





## 第3章 計画の基本理念と成果目標

## 1 計画の基本理念

### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等が地域で自立した生活を送ることができるように、必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援の提供体制の整備に努めます。障がいのある人等が自ら選択・決定を行うことができる環境を整備するために、権利擁護に必要な援助を行う相談支援事業や、聴覚障がいのある人等への手話通訳者等の派遣等の意思疎通支援事業、成年後見制度等の地域生活支援事業を推進します。

### (2) 障がい種別によらない、身近で一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある人等が、地域の一員として自分らしく暮らすためには、身近な地域でサービスが受けられる支援体制の充実が求められます。近隣の市町と連携し、障がいの種別や難病等を問わず、ノーマライゼーションの理念の下、適切な障がい福祉サービスを受けることができるように、ライフステージに合わせた医療・保健・保育・教育・福祉・就労の場の連携による総合的なサービス提供体制の整備を進めます。

また、村内には障がい福祉サービスに係る事業所がなく、村外のサービスを利用する必要があります。そこで、現在村内にある介護保険事業所を、障がいのある人も利用できる「共生型サービス事業所」に位置づけられるように検討するとともに、新規事業所の参入を支援します。

### (3) 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいの重度化や高齢化、親亡き後など、障がいのある人が身近な地域で暮らしていくために、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活拠点の整備について関係機関と連携して進めます。

また、現在村内に障がい福祉サービス等を提供する事業所がなく、地域で支える支援体制を強化することが難しい状況にあります。村内にて事業を実施してもらえるよう、事業者等に対し積極的に協力の依頼を行い、行政、医療機関、事業者が連携した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (4) 地域共生社会への実現に向けた取り組み

本村では少子高齢化が進み、村民を取り巻く環境は複合化していることから、対象者・対象制度ごとに福祉サービスを提供することが困難となっています。地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を推進することが必要であり、障がい児やその家族に対して、身近な地域で支援が受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。障がい児が地域で保育や教育等を受け、「共生型サービス事業所」の活用も図りながら障がい児支援を利用できるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるように、地域社会へ参加し、認められる包括的な社会を目指します。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい福祉サービス等を安定的に提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施するためには、提供体制の確保とそれを担う人材の確保が必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等について、関係機関と協力して取り組みます。

#### (7) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、行政や地域の支援者が協力し、就労支援の推進、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保等を通して、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 2 令和5年度の福祉施設入所者の地域生活移行への目標値

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### ■本村の目標

本村においては、施設入所のニーズがあるため、令和5年度の施設入所者数は現状維持の4人とします。

| 項目                    | 数値 | 算出方法           |
|-----------------------|----|----------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数 (A)   | 4人 | —              |
| 令和5年度末の施設入所者数 (B)     | 4人 | —              |
| ①【目標値】地域生活移行者数 (C)    | 0人 | —              |
|                       | —  | $(C) \div (A)$ |
| ②【目標値】施設入所者数の削減見込 (D) | 0人 | $(A) - (B)$    |
|                       | —  | $(D) \div (A)$ |

#### ■国の指針

- (1) 令和5年度末の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。
- (2) 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減する。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ■本村の目標

| 項目  |
|---|
| 長期入院患者数及び退院率は、県において目標値が設定されることとなっています。本村においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討します。 |

#### ■国の指針

- (1) 令和5年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内における生活日数の平均を316日以上とする。
- (2) 精神病床における1年以上の長期入院患者数を目標値として設定する。
- (3) 令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする。



### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### ■本村の目標

| 項 目   |
|---|
| 障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、保護者の高齢化等の課題があっても、身近な地域で生活を続けていくことができるように、相談支援事業やコーディネーターの配置、緊急時の短期入所施設での受け入れや365日対応できる地域生活支援拠点等の整備を検討します。 |

#### ■国の指針

|  |
|--|
| (1) 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に、1つ以上の生活支援拠点等を確保しつつ、その機能を充実させる。 |
|--|

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ■本村の目標

|          | 項 目                           | 数 値 |
|----------|-------------------------------|-----|
| 令和元年度の実績 | 年間一般就労移行者数                    | 0人  |
|          | 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数       | 0人  |
|          | 就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数     | 0人  |
|          | 就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数     | 0人  |
|          | 一般就労へ移行した人が就労定着支援事業を利用した割合    | 0   |
|          | 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合 | 0   |
| 目標値      | 年間一般就労移行者数                    | 1人  |
|          | 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数       | 1人  |
|          | 就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数     | 0人  |
|          | 就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数     | 0人  |
|          | 一般就労へ移行した人が就労定着支援事業を利用した割合    | —   |
|          | 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合 | —   |

※就労定着支援事業については、村内に事業所がないことから目標値は設定しないこととします。

## ■国の指針

- (1) 一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上にする。
- (2) 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- (3) 就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- (4) 就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- (5) 就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとする。
- (6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■本村の目標

| 項 目   |
|---|
| 児童発達支援センターを圏域に1か所設置することを目指します。                              |
| 保育所等訪問支援の体制の整備は難しいですが、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるように支援体制の構築を目指します。 |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスを、村に確保するための検討を行います。        |
| 医療的ケア児支援の協議の場を圏域に設置することを目指します。                              |

### ■国の指針

- (1) 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- (2) 全ての市町村又は圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- (3) 主に、重症心身障がい児を支援する、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- (4) 各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場を設置する。

## (6) 相談体制の充実・強化等

### ■本村の目標

| 項 目   |
|---|
| 朝倉地区障害者等自立支援協議会等において地域の課題を共有し、障がいの種別や各種ニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援の実施に取り組みます。 |

### ■国の指針

|   |
|---|
| (1) 各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。 |
|---|

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

### ■本村の目標

| 項 目  |
|--|
| 朝倉地区障害者等自立支援協議会において、各事業所間の情報共有、事例検討等を行い、人材育成及び質の向上を図ります。また、適正なサービス等利用計画書が作成され、適正な給付がなされているかを確認し、検証する体制の構築を検討します。 |

### ■国の指針

|  |
|--|
| (1) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。 |
|--|



## 第4章 障がい福祉サービスの見込量 と方策

## 1 訪問系サービス

### (1) サービスの内容

| 事業名        | 主な対象者   | サービス内容   |
|------------|---|--|
| 居宅介護       | 障害支援区分1以上の障がいのある人（障がいのある子どもは、これに相当する心身の状態）                                  | 入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービスを行います。           |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいがあって、常時介護を要する人                                     | 居宅における入浴、排せつ又は食事の介護から、外出時における移動支援までの総合的なサービスを行います。 |
| 同行援護       | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人  | 外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等を行います。            |
| 行動援護       | 知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人                                      | 行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。         |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する人で意思疎通を図ることに著しい支障があって、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人 | 居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。                       |

### (2) サービスの実績と見込み

- 「居宅介護」は、令和2年度に1人の利用実績がありました。第6期では、引き続き1名の利用を見込んでいます。
- 「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」は、利用実績がありませんでした。第6期では、前期実績がない現状を見込んでいます。

■利用実績と見込み量

| 区分             | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |    |
|----------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
|                |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |    |
| 居宅介護           | 見込 | 時間/月   | 30    | 30    | 30    | 30    | 30    | 30 |
|                |    | 人/月    | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1  |
|                | 実績 | 時間/月   | 0     | 0     | 10    |       |       |    |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 1     |       |       |    |
| 重度訪問介護         | 見込 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                | 実績 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
| 同行援護           | 見込 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                | 実績 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
| 行動援護           | 見込 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                | 実績 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 見込 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|                | 実績 | 時間/月   | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
|                |    | 人/月    | 0     | 0     | 0     |       |       |    |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

(3) 今後の方策

- 「居宅介護」は、前期利用実績があり、第6期においても利用が見込まれていることから、安定したサービスの提供ができるよう体制を整備し、サービスの確保を図ります。
- 前期利用実績がなく、第6期においてもニーズがない事業については、利用を見込んでいませんが、利用の希望がある場合には、圏域の市町と連携しサービス提供体制を確保します。

## 2 日中活動系サービス

### (1) サービスの内容

| 事業名               | 主な対象者   | サービス内容   |
|-------------------|---|--|
| 生活介護              | 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人                                   | 主として、日中に施設で入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。   |
| 自立訓練<br>(機能訓練)    | 身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人又は難病対象の人                          | 常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は日常生活のために必要な訓練を行います。   |
| 自立訓練<br>(生活訓練)    | 生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい及び精神障がいのある人                                | 日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力向上のために必要な訓練を行います。  |
| 就労移行支援            | 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人                     | 一定期間、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労及び定着のために必要な支援を行います。  |
| 就労継続支援<br>(A型)    | 企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がいのある人                  | 雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。   |
| 就労継続支援<br>(B型)    | 就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人、就労機会を通じて知識及び能力の向上等が期待される人              | 一定の賃金水準の下で、就労や生産活動等の機会を提供し、必要な知識・能力の向上のために必要な訓練・要な支援を行います。ただし、雇用契約は結びません。                            |
| 就労定着支援            | 週の所定労働時間が 20 時間以上かつ契約期間が 1 月以上(期間の定めのないものを含む)に一般就労した障がいのある人             | 職場に定着できるように、施設の職員が事業所を訪問し、障がいのある人や企業を支援します。  |
| 療養介護              | 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人                                | 主として日中に、病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護や日常生活上の援助などを行います。  |
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 障害支援区分 1 以上の障がいのある人(障がいのある子どもは、障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する人) | 居宅で介護する人が病気等の理由により、夜間も含めて施設などに短期で入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型(障害者支援施設等において実施)と医療型(病院・診療所等において実施)があります。 |



## (2) サービスの実績と見込み

- 「生活介護」は、利用人数は利用実績が横ばいとなっており、同様に利用されるものとしてします。
- 「自立訓練」は、機能訓練の利用実績はありませんでしたが、生活訓練の利用実績は計画より少なくなっています。
- 「就労移行支援」は、令和元年度に3人、令和2年度に1人の利用実績がありました。
- 「就労継続支援」は、A型の利用実績は横ばいとなっており、B型の利用実績は増加傾向にあります。第6期では、前期実績と同様に見込んでいます。
- 「就労定着支援」は、利用実績はありませんでした。
- 「療養介護」は、利用実績が見込みより多くなっています。
- 「福祉型短期入所」は、利用実績が横ばいとなっており、「医療型短期入所」は、利用実績はありませんでした。

### ■利用実績と見込み量

| 区分             |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|----------------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 生活介護           | 見込 | 人/日 | 110    | 132   | 132   | 138   | 138   | 138   |
|                |    | 人   | 5      | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     |
|                | 実績 | 人/日 | 138    | 138   | 138   |       |       |       |
|                |    | 人   | 6      | 6     | 6     |       |       |       |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 見込 | 人/日 | 22     | 22    | 22    | 22    | 22    | 22    |
|                |    | 人   | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                | 実績 | 人/日 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
|                |    | 人   | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 見込 | 人/日 | 44     | 66    | 66    | 46    | 46    | 46    |
|                |    | 人   | 2      | 3     | 3     | 2     | 2     | 2     |
|                | 実績 | 人/日 | 23     | 23    | 46    |       |       |       |
|                |    | 人   | 1      | 1     | 2     |       |       |       |
| 就労移行支援         | 見込 | 人/日 | 0      | 0     | 22    | 23    | 30    | 30    |
|                |    | 人   | 0      | 0     | 1     | 1     | 2     | 2     |
|                | 実績 | 人/日 | 0      | 69    | 23    |       |       |       |
|                |    | 人   | 0      | 3     | 1     |       |       |       |
| 就労継続支援<br>(A型) | 見込 | 人/日 | 22     | 22    | 22    | 23    | 23    | 23    |
|                |    | 人   | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                | 実績 | 人/日 | 23     | 23    | 23    |       |       |       |
|                |    | 人   | 1      | 1     | 1     |       |       |       |
| 就労継続支援<br>(B型) | 見込 | 人/日 | 198    | 220   | 242   | 276   | 276   | 276   |
|                |    | 人   | 9      | 10    | 11    | 12    | 12    | 12    |
|                | 実績 | 人/日 | 230    | 230   | 276   |       |       |       |
|                |    | 人   | 10     | 10    | 12    |       |       |       |

| 区分      |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|---------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 就労定着支援  | 見込 | 人   | 1      | 1     | 1     | 0     | 0     | 0     |
|         | 実績 | 人   | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 療養介護    | 見込 | 人   | 2      | 2     | 2     | 3     | 3     | 3     |
|         | 実績 | 人   | 3      | 3     | 3     |       |       |       |
| 福祉型短期入所 | 見込 | 人/日 | 15     | 30    | 30    | 10    | 10    | 10    |
|         |    | 人   | 1      | 2     | 2     | 1     | 1     | 1     |
|         | 実績 | 人/日 | 31     | 31    | 31    |       |       |       |
|         |    | 人   | 1      | 1     | 1     |       |       |       |
| 医療型短期入所 | 見込 | 人/日 | 10     | 10    | 10    | 5     | 5     | 5     |
|         |    | 人   | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|         | 実績 | 人/日 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
|         |    | 人   | 0      | 0     | 0     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### (3) 今後の方策

- サービスを必要とする人を適切に把握するとともに、サービス提供事業所の状況も把握し、利用可能な施設等の情報収集に努めます。
- 「就労移行支援」、「就労継続支援(A・B型)」、「就労定着支援」は、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、企業や学校等の各種関係機関と連携し、情報提供の充実及び障害者トライアル雇用やジョブコーチ制度等の活用を促進し、就労支援体制の充実を図ります。
- 「療養介護」は、医療機関等と連携を図り、療養介護が必要な人へのサービスの利用支援を行います。
- 「短期入所」は、緊急時や介護者の負担軽減の場合に対応するため、関係機関との連携を図ります。

### 3 居住系サービス

#### (1) サービスの内容

| 事業名                 | 主な対象者  | サービス内容   |
|---------------------|--|--|
| 自立生活援助              | 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等                        | 本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的に巡回訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 障がいのある人(身体障がいのある人は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに、障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用した人) | 地域生活を営む住居において、相談や地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。  |
| 施設入所支援              | 生活介護を受けている人であって障害支援区分が区分4以上(50歳以上の人にあっては区分3以上)である人                       | 夜間や休日において、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、安定した日常生活が営めるよう支援を行います。  |

## (2) サービスの実績と見込み

- 「自立生活援助」は、利用実績がありませんでした。利用がないものとして見込んでいます。
- 「共同生活援助」は、利用実績が増加傾向となっており計画を上回っています。第6期では、利用者の増加を見込んでいます。
- 「施設入所支援」は、利用実績が横ばいとなっています。第6期では、利用ニーズがある本村の状況を踏まえ、現状と同様に4人を見込んでいます。

### ■利用実績と見込み量

| 区分                  |    | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|---------------------|----|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     |    |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自立生活援助              | 見込 | 人  | 1      | 1     | 1     | 0     | 0     | 0     |
|                     | 実績 | 人  | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 見込 | 人  | 5      | 6     | 6     | 8     | 9     | 10    |
|                     | 実績 | 人  | 6      | 7     | 8     |       |       |       |
| 施設入所支援              | 見込 | 人  | 5      | 5     | 4     | 4     | 4     | 4     |
|                     | 実績 | 人  | 4      | 4     | 4     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

## (3) 今後の方策

- 「自立生活援助」は、圏域・近隣に事業所がないため、利用を見込んでいませんが、利用が見込まれる場合には関係機関と連携し支援します。
- 「共同生活援助」は、親亡き後や施設入所者、退院可能な精神障がいのある人が安心して地域生活へ移行できるよう、事業者への情報提供を行い新規参入を支援し、近隣市町とも連携して、生活の場の確保に努めます。
- 「施設入所支援」は、障害支援区分認定に基づき、必要な人が利用できるようにサービス提供体制の確保に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がい者支援施設と連携しながら、地域での自立が可能な人については移行を支援します。

## 4 相談支援（サービス利用計画の作成）

### （1）サービスの内容

| 事業名    | 主な対象者  | サービス内容   |
|--------|--|--|
| 計画相談支援 | 障害者総合支援法の計画相談支援対象の人、又は児童福祉法の障害児相談支援対象の人                        | <p>①サービス利用支援<br/>障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス利用等計画案を作成します。支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>②継続サービス利用支援<br/>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p> |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設や児童福祉施設、保護施設、矯正施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人 | 地域における生活に移行するために、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを提供します。   |
| 地域定着支援 | 施設や医療機関から退所・退院したり、家庭の状況等により、同居している家族による支援が受けられない障がいのある人        | 安定的に地域生活を営めるように、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談など対応に必要な便宜を供与します。   |

## (2) サービスの実績と見込み

- 「計画相談支援」は、利用実績が増加傾向です。第6期では、増加を見込んでいます。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」は、利用実績がありませんでした。第6期では、長期入院している障がいのある人等の地域移行を推進するために、1人の利用を見込んでいます。

### ■利用実績と見込み量

| 区分     |    | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|--------|----|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |    |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 計画相談支援 | 見込 | 人  | 20     | 23    | 23    | 26    | 28    | 30    |
|        | 実績 | 人  | 20     | 24    | 26    |       |       |       |
| 地域移行支援 | 見込 | 人  | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|        | 実績 | 人  | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 地域定着支援 | 見込 | 人  | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|        | 実績 | 人  | 0      | 0     | 0     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

## (3) 今後の方策

- 「計画相談支援」は、今後もサービス等利用計画の作成を促進するとともに、関係機関の連携を強化し、地域相談支援体制の整備・充実に努めます。また、ケアマネジメントを担う人材の確保を進めるとともに質の向上に努めます。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」は、様々な機会を通じて情報提供を行い、障がい者支援施設や医療機関等と連携し、地域生活への移行が可能な人の把握に努めます。

## 第5章 地域生活支援事業の見込量と 方策

## 1 地域生活支援事業（必須事業）の見込量と方策

### （1）理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

#### 1）サービスの内容

| 事業名             | 主な対象者              | サービス内容  |
|-----------------|--------------------|---|
| 理解促進研修<br>・啓発事業 | 地域住民               | 障がいのある人が、日常生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会や講演会等のイベントの開催、啓発活動を行います。 |
| 自発的活動支援事業       | 障がいのある人等やその家族、地域住民 | 障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活が営めるように、地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。             |

#### 2）サービスの実績と見込み

- 「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」は、実績がありませんでした。第6期では、事業の実施を見込んでいます。

#### ■利用実績と見込み量

| 区分          |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|-------------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 見込 | 有/無 | 有      | 有     | 有     | 有     | 有     | 有     |
|             | 実績 | 有/無 | 無      | 無     | 無     |       |       |       |
| 自発的活動支援事業   | 見込 | 有/無 | 無      | 有     | 有     | 無     | 有     | 有     |
|             | 実績 | 有/無 | 無      | 無     | 無     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

#### 3）今後の方策

- 障がいと障がいのある人の理解につながる施策の検討、広報紙などを活用して普及・啓発に取り組みます。
- 障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有し、情報交換のできる交流活動を促進するピアサポート等の実施、災害対策活動やボランティア活動への支援体制の整備を図ります。



## (2) 相談支援事業

### 1) サービスの内容

| 事業名       | 主な対象者                 | サービス内容   |
|-----------|-----------------------|--|
| 障害者相談支援事業 | 障がいのある人や子どもの保護者、介護者など | 必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスに関する相談や利用支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のために、関係機関との連絡調整や障がいのある人等の権利を擁護するために、必要な援助を行います。 |

### 2) サービスの実績と見込み

- 第6期でも、引き続き「障害者相談支援事業」「地域自立支援協議会」を継続して行います。

#### ■利用実績と見込み量

| 区分                |    | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|-------------------|----|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   |    |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害者相談支援事業         | 見込 | 箇所 | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                   | 実績 | 箇所 | 1      | 1     | 1     |       |       |       |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 見込 | 箇所 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                   | 実績 | 箇所 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 住宅入居等支援相談         | 見込 | 箇所 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                   | 実績 | 箇所 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 地域自立支援協議会         | 見込 | 箇所 | 1      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                   | 実績 | 箇所 | 1      | 1     | 1     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### 3) 今後の方策

- 「相談支援事業」の周知を図り、多様化するニーズにも適切に対応できるように、専門的な相談支援の充実を図ります。

### (3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

#### 1) サービスの内容

| 事業名            | 主な対象者                                    | サービス内容  |
|----------------|--|---|
| 成年後見制度利用支援事業   | 障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がい又は精神障がいのある人 | 成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、又は一部について補助を行います。本事業の利用の促進を図ります。                     |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度法人後見活動を実施する事業所、団体等                 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。 |

#### 2) サービスの実績と見込み

- 「成年後見制度利用支援事業」は、利用実績がありませんでした。第6期では、ニーズとして1人の利用を見込んでいます。
- 「成年後見制度法人後見支援事業」は、令和2年度に利用実績がありました。

#### ■ 利用実績と見込み量

| 区分             | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|----------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 成年後見制度利用支援事業   | 見込 | 人/年    | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|                | 実績 | 人/年    | 0     | 0     | 0     |       |       |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 見込 | 有/無    | 無     | 無     | 無     | 有     | 有     |
|                | 実績 | 有/無    | 無     | 無     | 有     |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

#### 3) 今後の方策

- 「成年後見制度」を必要とする人が利用できるように積極的な周知に努めます。また、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制の充実に努めます。

#### (4) 意思疎通支援事業

##### 1) サービスの内容

| 事業名      | 主な対象者                                      | サービス内容                           |
|----------|--|----------------------------------|
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人 | 手話通訳者の養成を行い、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。 |

##### 2) サービスの実績と見込み

- 「意思疎通支援事業」は、利用実績がありませんでした。第6期では、前期実績とニーズがない現状を見込んでいます。

##### ■ 利用実績と見込み量

| 区分        |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|-----------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話通訳者派遣事業 | 見込 | 人/年 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|           | 実績 | 人/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 手話通訳者設置事業 | 見込 | 人/年 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|           | 実績 | 人/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

##### 3) 今後の方策

- 事業の周知に努め、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。

## (5) 日常生活用具給付事業

### 1) サービスの内容

| 事業名        | 主な対象者                   | サービス内容                                     |
|------------|-------------------------|--|
| 日常生活用具給付事業 | 障がいのある人や障がいのある子ども、難病患者等 | 当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。 |

### 2) サービスの実績と見込み

- 「在宅療養等支援用具」は、平成30年度に利用実績が1件ありました。
- 「排泄管理支援用具」は、令和2年度の利用実績が25件となっています。第6期では、前期実績から25件の利用を見込んでいます。

### ■利用実績と見込み量

| 区分           |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|--------------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ①介護・訓練支援用具   | 見込 | 件/年 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|              | 実績 | 件/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| ②自立生活支援用具    | 見込 | 件/年 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|              | 実績 | 件/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| ③在宅療養等支援用具   | 見込 | 件/年 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|              | 実績 | 件/年 | 1      | 0     | 0     |       |       |       |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 見込 | 件/年 | 1      | 1     | 1     | 0     | 0     | 0     |
|              | 実績 | 件/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| ⑤排泄管理支援用具    | 見込 | 件/年 | 24     | 30    | 30    | 25    | 25    | 25    |
|              | 実績 | 件/年 | 21     | 25    | 25    |       |       |       |
| ⑥住宅改修費       | 見込 | 件/年 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|              | 実績 | 件/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### 3) 今後の方策

- 事業の周知を図るとともに、障がいのある人が地域で安心して日常生活を送り、地域活動へ参加できるよう継続的にニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な給付に努めます。

## (6) 手話奉仕員養成研修事業

### 1) サービスの内容

| 事業名         | 主な対象者                                    | サービス内容                                |
|-------------|--|---------------------------------------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障がいのある人との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される人 | 手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。 |

### 2) サービスの実績と見込み

- 「手話奉仕員養成研修事業」は、令和元年度に2人の利用実績がありました。第6期では、2人の利用を見込んでいます。

#### ■利用実績と見込み量

| 区分          | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|-------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 見込 | 人/年    | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|             | 実績 | 人/年    | 0     | 2     | 0     |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### 3) 今後の方策

- 事業の周知を図り、講座の修了者が手話奉仕員や通訳者として活躍できるよう、引き続き、養成講座を行います。

## (7) 移動支援事業

### 1) サービスの内容

| 事業名    | 主な対象者  | サービス内容   |
|--------|--|--|
| 移動支援事業 | 外出時に支援が必要と認められた身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がいのある子ども | 円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。 |

### 2) サービスの実績と見込み

- 「移動支援事業」は、令和2年度の利用実績が3人と、見込量を下回っています。第6期では、令和5年度に前期実績と新たなニーズとして4人の利用を見込んでいます。

#### ■利用実績と見込み量

| 区分   | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |   |
|------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
|      |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |   |
| 利用人数 | 見込 | 人/年    | 3     | 5     | 5     | 3     | 4     | 4 |
|      | 実績 | 人/年    | 4     | 3     | 3     |       |       |   |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### 3) 今後の方策

- 障がいのある人等の地域における自立生活及び社会参加のため、障がいの特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めます。

## (8) 地域活動支援センター機能強化事業

### 1) サービスの内容

| 事業名              | 主な対象者                   | サービス内容  |
|------------------|-------------------------|---|
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 障がいのある人や障がいのある子ども、難病患者等 | 障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。 |

### 2) サービスの実績と見込み

- 「地域活動支援センター機能強化事業」は、利用実績がありませんでした。第6期では、ニーズがない現状を見込んでいます。

### ■利用実績と見込み量

| 区分    |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|-------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| センター数 | 見込 | 箇所  | 0      | 0     | 1     | 0     | 0     | 0     |
|       | 実績 | 箇所  | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 利用人数  | 見込 | 人/年 | 0      | 0     | 1     | 0     | 0     | 0     |
|       | 実績 | 人/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### 3) 今後の方策

- 地域活動センターの設置は見込んでいませんが、今後も利用者のニーズの把握に努め、必要な場合には設置の検討を行います。

## 2 地域生活支援事業（任意事業）の見込量と方策

### （1）福祉ホーム事業

#### 1）サービスの内容

| 事業名     | 主な対象者                         | サービス内容   |
|---------|-------------------------------|--|
| 福祉ホーム事業 | 家庭環境、住居事情等により、住宅を必要とする障がいのある人 | 障がいのある人の社会参加を促進するため、家庭環境、住居事情等により、住宅を必要とする人に、必要な支援及び指導を行います。 |

#### 2）サービスの実績と見込み

- 「福祉ホーム事業」は、利用実績がありませんでした。第6期では、前期実績とニーズがない現状を見込んでいます。

#### ■利用実績と見込み量

| 区分      | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|---------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 福祉ホーム事業 | 見込 | 人/年    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|         | 実績 | 人/年    | 0     | 0     | 0     |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

#### 3）今後の方策

- 事業の周知に努め、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。



## (2) 訪問入浴事業

### 1) サービスの内容

| 事業名    | 主な対象者                        | サービス内容   |
|--------|------------------------------|--|
| 訪問入浴事業 | 居宅において入浴が困難な重度の身体障がいのある人や子ども | 身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。 |

### 2) サービスの実績と見込み

- 「訪問入浴事業」は、利用実績がありませんでした。第6期では、新たなニーズとして1人の利用を見込んでいます。

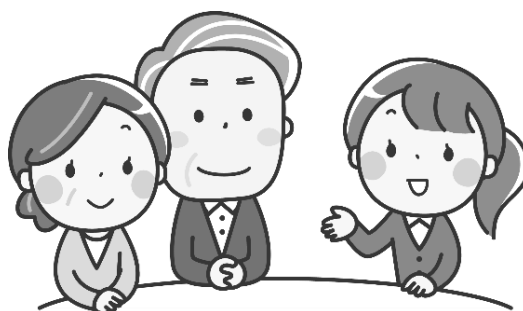
#### ■利用実績と見込み量

| 区分     | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |   |
|--------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
|        |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |   |
| 訪問入浴事業 | 見込 | 人/年    | 0     | 0     | 0     | 1     | 1     | 1 |
|        | 実績 | 人/年    | 0     | 0     | 0     |       |       |   |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### 3) 今後の方策

- サービスを必要とする人が利用できるように積極的な周知を図り、ニーズに応じたサービスの適切な提供に努めます。



### (3) 日中一時支援事業

#### 1) サービスの内容

| 事業名      | 主な対象者   | サービス内容  |
|----------|---|---|
| 日中一時支援事業 | 日中において、支援する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた障がいのある人又は難病のある人等 | 障がいのある人の家族の介護負担を軽減するとともに、日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上に支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。 |

#### 2) サービスの実績と見込み

- 「日中一時支援事業」は、令和元年度に1人の利用がありました。第6期では、前期実績から1人の利用を見込んでいます。

#### ■利用実績と見込み量

| 区分   |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数 | 見込 | 人/年 | 1      | 3     | 3     | 1     | 1     | 1     |
|      | 実績 | 人/年 | 0      | 1     | 0     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

#### 3) 今後の方策

- 事業の周知を図り、障がいのある人やその家族のニーズ、障がいの特性に適切に対応できる提供体制の整備に努めます。

#### (4) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

##### 1) サービスの内容

| 事業名         | 主な対象者   | サービス内容  |
|-------------|---|---|
| 自動車運転免許取得事業 | 自動車運転免許証の取得により、社会参加が見込まれる身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病のある人等  | 障がいのある人の社会参加の促進を図るために、運転免許を取得する際の費用の3分の2以内で10万円を限度に助成を行います。       |
| 自動車改造助成事業   | 自ら所有する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者であって、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病のある人等 | 自立した生活や就労等の実現のために障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する際の費用を、10万円を限度に助成を行います。 |

##### 2) サービスの実績と見込み

- 「自動車運転免許取得事業」「自動車改造助成事業」は、利用実績がありませんでした。第6期では、新たなニーズを見込んでいます。

##### ■利用実績と見込み量

| 区分          |    | 単位  | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |
|-------------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             |    |     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自動車運転免許取得事業 | 見込 | 人/年 | 0      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|             | 実績 | 人/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |
| 自動車改造助成事業   | 見込 | 人/年 | 0      | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|             | 実績 | 人/年 | 0      | 0     | 0     |       |       |       |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

##### 3) 今後の方策

- 事業の周知に努め、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。



## 第6章 障がい児福祉サービスの見込量 と方策

# 1 障がい児福祉サービス

## (1) サービスの内容

| 事業名         | 主な対象者   | サービス内容  |
|-------------|---|---|
| 児童発達支援      | 未就学の障がい児  | 通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与や集団生活への適応訓練を行います。                              |
| 放課後等デイサービス  | 就学中の障がい児  | 放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所を提供します。       |
| 保育所等訪問支援    | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児                         | 保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は教諭に対する支援方法の指導等を行います。                |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等の状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児 | 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。                                   |
| 医療型児童発達支援   | 上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある障がい児                             | 福祉サービスと医療を提供し、重度・重複障がいや被虐待児への対応や日常生活での基本的な知識・技能の付与や治療を行います。                   |
| 障害児相談支援     | 障害児通所支援事業を利用する全ての障がい児                               | 利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。 |

## (2) サービスの実績と見込み

- 「児童発達支援」は、令和2年度の利用実績が1人となっています。第6期では、新たなニーズとして2人の利用を見込んでいます。
- 「放課後等デイサービス」は、令和2年度の利用実績が2人となっており、見込量を下回っています。
- 「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」は、利用実績がありませんでした。第6期では、前期実績がない現状を見込んでいます。
- 「障害児相談支援」は、令和2年度の利用実績が3人となっています。第6期では、新たなニーズとして4人の利用を見込んでいます。

### ■利用実績と見込み量

| 区分          | 単位 | 第5期    |       |       | 第6期   |       |       |    |
|-------------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
|             |    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |    |
| 児童発達支援      | 見込 | 人/日    | 20    | 30    | 30    | 10    | 10    | 10 |
|             |    | 人      | 2     | 3     | 3     | 2     | 2     | 2  |
|             | 実績 | 人/日    | 16    | 0     | 5     |       |       |    |
|             |    | 人      | 2     | 0     | 1     |       |       |    |
| 放課後等デイサービス  | 見込 | 人/日    | 30    | 40    | 40    | 10    | 10    | 10 |
|             |    | 人      | 3     | 4     | 4     | 2     | 2     | 2  |
|             | 実績 | 人/日    | 36    | 51    | 8     |       |       |    |
|             |    | 人      | 3     | 4     | 2     |       |       |    |
| 保育所等訪問支援    | 見込 | 人/日    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|             |    | 人      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|             | 実績 | 人/日    | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
|             |    | 人      | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 見込 | 人/日    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|             |    | 人      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|             | 実績 | 人/日    | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
|             |    | 人      | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
| 医療型児童発達支援   | 見込 | 人/日    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|             |    | 人      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0  |
|             | 実績 | 人/日    | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
|             |    | 人      | 0     | 0     | 0     |       |       |    |
| 障害児相談支援     | 見込 | 人      | 5     | 7     | 7     | 4     | 4     | 4  |
|             | 実績 | 人      | 5     | 4     | 3     |       |       |    |

庁内資料：各年3月末日  
(令和2年度は見込み)

### (3) 今後の方策

- 「児童発達支援」は、周知に努め、利用を促進するとともに、福祉サービス事業者と連携してサービス提供体制の確保を図ります。
- 「放課後等デイサービス」は、生活能力向上のための訓練等を持続的に提供し、障がい児等の自立を促進するために、学校や家庭と連携を図りながら、必要な支援を実施していきます。
- 「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」は、前期利用実績がなく、第6期においても利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。
- 障がい児福祉サービスが、高齢者の通所介護サービス事業所などで受けられる「共生型サービス」の実施を検討します。





## 第7章 計画の推進体制

## 1 実施体制

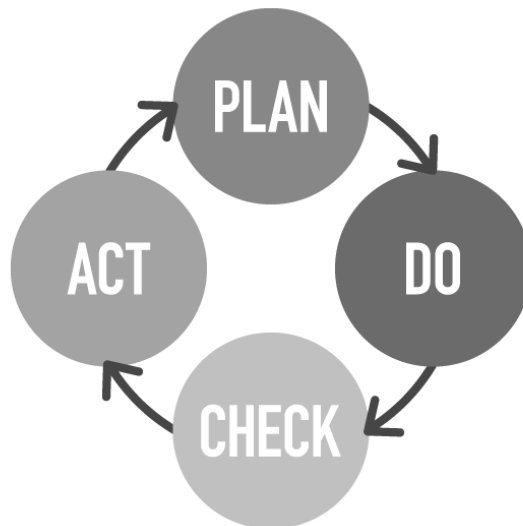
本計画は、第2次東峰村障がい者計画と一体的に推進するとともに、保健福祉課が中心となり、庁内関係各課、福祉関係団体、障がい当事者などと連携を図っていきます。障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いため、情報の収集に努めながら、関係行政機関との連携を図ります。

また、社会経済環境や障がいのある人のニーズの変化にも対応しつつ、効果的かつ効率的な推進を図ります。

## 2 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画の定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときには、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

本計画においても、「PDCAサイクル」により計画の進行管理を行います。「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



## 3 計画の見直し

社会情勢等の変化や本計画の推進及び評価を通じて、本計画を変更する必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、本計画を柔軟に見直すこととします。

計画終了年度の令和5年度には、3か年の評価を踏まえ、「第7期東峰村障がい福祉計画及び第3期東峰村障がい児福祉計画」の策定を行います。

## 資料編

# 1 東峰村障害福祉計画及び障害者計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 30 日

告示第 44 号

改正 平成 20 年 2 月 18 日告示第 2 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 7 号

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」の策定にあたり、東峰村の特性に応じて事業展開を検討し、各専門分野の立場や地域住民等広く関係者の意見を反映させるために、東峰村障害福祉計画及び障害者計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、これを村長に提言する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員 9 人以内をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる団体から推薦された者等に対して、村長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 策定委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(解散)

第 6 条 策定委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 18 日告示第 2 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 7 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係) 略

## 2 東峰村障害福祉計画策定委員会 委員名簿

| No. | 区分         | 所属団体等          | 氏名     | 会議役職 |
|-----|------------|----------------|--------|------|
| 1   | 学識経験者      | 議会総務常任委員会 委員長  | 黒川 隆康  | 会長   |
| 2   | 保健・医療      | 保健福祉課保健師       | 井上 美由紀 |      |
| 3   | 地域福祉       | 社会福祉協議会 事務局長   | 和田 博   |      |
| 4   |            | 民生委員児童委員協議会 会長 | 岩田 渉   |      |
| 5   | 障がい者<br>代表 | 身体障害者福祉協会 会長   | 高倉 寛視  |      |
| 6   |            | 身体障害者福祉協会 副会長  | 熊谷 武夫  | 副会長  |
| 7   | 行政         | 副村長            | 高橋 英治  |      |
| 8   |            | 総務課 課長         | 眞田 秀樹  |      |
| 9   |            | 保健福祉課 課長       | 梶原 浩二  |      |

**第6期東峰村障がい福祉計画及び  
第2期東峰村障がい児福祉計画**

令和3年3月

発行 福岡県 東峰村

〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941-9

電話 (0946) 74-2311

FAX (0946) 74-2722





東峰村